

○文部科学省告示第百十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十五日

文部科学大臣 平野 博文

壁掛け用のラグ	花瓶(51.121.22)	春を表す絵画としての刺繍	捕鯨の事故	桃の花―ヴィリエルベル	海上の夕焼け	ナイアガラの滝	朝焼け	アルプスの水たまり	マスの池	クイナ追い	風景―「死観」の光景	月光、ウツドアイランドの光	マーセド川、ヨセミテ溪谷	キャッツキル山地の眺め― 初秋	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	メトロポリタ ン美術館 (館長 トー マス・キャン ベル)	指定美術品等 の所有者の氏 名又は名称及 び法人にあつ ては、その代 表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	平成二十四年 七月二十五日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	平成二十五年 一月三十一日 まで	指定の有効期 間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	公益財団法人東京都 歴史文化財団 理事長 日枝 久 東京都墨田区横網一 丁目四番一号	指定美術品等を公開 しようとする者の氏 名又は名称及び住所 並びに法人にあつて は、その代表者の氏 名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	東京都美術館 東京都台東区上野公園八番二十六号 平成二十四年十月六日から平成二十 五年一月四日まで	指定美術品等を公開する予定の施設 の名称及び所在地並びに指定美術品 等を公開する予定の期間

水面に映える陽光	紋章のついた皿	ヴェルサイユ	浜辺の婦人たち	水浴するタヒチの女	海辺の松の木	ロックウッド、タリー・タウン、ニューヨーク	池、ヴィル・ダヴレイ
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右